⑵　割引を適用した後の料金の額
割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
周遊エリア内乗り放題コース（２日間）	3,700円	4,600円
周遊エリア内乗り放題コース（３日間）	4,700円	5,900円
東京発着エリアコース	11,600円	14,500円

⑶　実施する期間
平成26年７月１日から平成26年11月30日まで。ただし、平成26年８月８日から平成26年８月17日までの間を除く。
⑷　適用区間
①　周遊エリア
第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまでの区間、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから四日市ジャンクションまでの区間、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまでの区間及び一般国道302号（伊勢湾岸道路）の全区間。
②　発着エリア
第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの区間。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　ぐるっと・石川・富山・飛騨ドライブプラン」
⑴　割引をする自動車
①　周遊エリア内乗り放題コース（２日間）
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
ただし、上記の自動車が本割引の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。
②　周遊エリア内乗り放題コース（３日間）
⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
ただし、上記の自動車が本割引の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。
⑵　割引を適用した後の料金の額
割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
周遊エリア内乗り放題コース（２日間）	2,800円	3,500円
周遊エリア内乗り放題コース（３日間）	3,600円	4,500円

⑶　実施する期間
平成26年７月１日から平成26年11月30日まで。ただし、平成26年８月８日から平成26年８月17日までの間を除く。
⑷　適用区間
北陸自動車道の朝日インターチェンジから金津インターチェンジまでの区間及び東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　岐阜ドライブプラン」
⑴　割引をする自動車
⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷に定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。
ただし、上記の自動車が本割引の適用を５回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。
⑵　割引を適用した後の料金の額
割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
岐阜ドライブプラン	4,000円	5,000円

⑶　実施する期間
平成26年７月１日から平成26年11月30日まで。ただし、平成26年８月８日から平成26年８月17日までの間を除く。
⑷　適用区間
中央自動車道西宮線の中津川インターチェンジから小牧ジャンクションまで及び小牧インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の小牧ジャンクションから小牧インターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから五箇山インターチェンジまでの区間並びに一般国道475号（東海環状自動車道）の土岐南多治見インターチェンジから関広見インターチェンジまで及び大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの区間。
⑸　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））における平日朝夕割引（コーポレート契約）
平日朝夕割引（コーポレート契約）
⑴　割引をする自動車
ＥＴＣコーポレートカードを使用する自動車のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。
ただし、本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）及び中日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。
なお、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ又は中央自動車道長野線の松本インターチェンジと本道路を続けて通行する場合については、本割引の適用回数は１回とする。